

令和5年度 掛川市放課後児童クラブの利用について

掛川市放課後児童クラブは、保護者が就労等により、年間を通して昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成及び保護者の就労と子育ての両立支援を図ることを目的としています。

● 対象学童保育所

- ・中央小学学童保育所
- ・西山口小学学童保育所
- ・第二小学学童保育所
- ・第二小つくし学童保育所
- ・土方小学学童保育所
- ・佐東小学学童保育所
- ・大坂小学学童保育所
- ・千浜小学学童保育所
- ・大淵小学学童保育所

※中小学校に通学する児童は、土方小学学童保育所にて受入れを行っています。

1 入所基準 ※入所基準を満たしているか確認をしてから、申込みをしてください。

- (1) 小学校に就学している児童であること
- (2) 保護者が昼間に就労、または長期にわたる疾病等の状態にあること
 - ① 通常は開所時間（12:30～18:30）内で3時間以上、且つ月20日以上勤務していること
 - ② 長期休暇中（夏・冬・春休み）は開所時間（7:30～18:30）内で6時間以上勤務していること
 - ③ 保護者が就労でない場合は長期にわたる疾病等の状態にあること
- (3) 70歳未満の同居、隣接居住の祖父母がいる場合は、就労、疾病等の状態にあること
 - ① 通常は開所時間（12:30～18:30）内で3時間以上勤務していること
 - ② 長期休暇中（夏・冬・春休み）は開所時間（7:30～18:30）内で4時間以上勤務していること
- (4) その他、上記に類する状態として教育委員会が利用を認める状態にあること
- (5) 学童保育所利用料等に滞納がないこと

2 開所時間

- (1) 平日（月～金曜日） 放 課 後 から 午後6時30分 まで
- (2) 長期休暇・代休日 午前7時30分 から 午後6時30分 まで
※ 学校の給食がない日は弁当・水筒持参となります。
※ 長期休暇等の午前8時前の利用については、勤務等の都合上、利用せざるを得ない方に限ります。

3 利用料

- (1) 月額利用料 7,000円（下記以外の月）
- (2) 長期休暇
 - ① 8月（夏休み）9,500円
 - ② 12月（冬休み）7,500円
 - ③ 3月（春休み）8,000円

※ ひとり親世帯等については、一部減免措置があります。
※ 毎月、月末最終営業日に当月分利用料を口座振替にて引き落とします。（引き落としが不能な方は、納付書でのお支払いとなります。）
※ 利用の有無にかかわらず、料金が発生します。また、日割り計算は行っていません。

4 土曜日・祝日登録

- (1) 場 所 北部：中央小学校学童保育所（土曜日）
南部：土方小学校学童保育所（土曜日・祝日）
- (2) 時 間 午前7時30分 から 午後6時30分 まで
- (3) 登録料 土曜日 … 月額 2,000円（登録料として利用の有無にかかわらず加算）
祝 日 … 月額 500円（登録料として利用の有無にかかわらず加算）
※就労証明等にて土曜日・祝日の勤務が確認できない場合は、登録できません。

5 閉所日

- (1) 土曜日、日曜日、祝日（土曜日、祝日開所の学童を除く）
- (2) 盆休み、年末年始、年度末最終日
- (3) その他教育委員会が定める日
※ その他、災害や感染症の集団発生等により閉所することがあります。

6 登所・降所

- (1) 放課後等、各自そのまま学童保育所へ登所してください。
- (2) 保護者が責任をもって、開所時間内に迎えに来てください。
※ 送迎が困難な場合は、ファミリー・サポート・センター事業を御利用ください。
利用には、会員登録と事前予約、事前打合せが必要です。詳細は、こども政策課内のかげがわファミリー・サポート・センター（TEL：21-1211）へお問い合わせください。

7 学童保育所での生活

基本的には、集団生活の場としてきまりを守るなかで自立心を育て、異年齢の集団の中で豊かな人間性を育むことを目標としています。

- (1) 家庭にいるような雰囲気でご過ごせるよう配慮します。
- (2) 宿題等の学習は、本人の自主性に任せます。
- (3) おやつは毎日用意しますが、衛生上持ち帰りはしません。
- (4) 季節に応じた行事等を行います。
- (5) 児童が故意に他の児童、支援員に対しけがをさせた場合や、器物を破損した場合は保護者の責任において費用等の負担をしていただきます。

8 欠席する場合

- (1) 保護者が就労等休みの場合は、休ませて家庭で過ごしてください。
- (2) 一週間以上の無断欠席の場合は、退所となる場合があります。
- (3) 病気（特定疾患を除く）等の場合は、全快するまで休ませてください。
- (4) 学級閉鎖となったクラスの児童は、休みとなります。

9 新型コロナウイルス感染症について

- (1) 学童保育所では検温、うがい、手洗い、消毒、マスク着用等の感染症対策を実施しておりますので、御理解と御協力をお願いします。
- (2) 「緊急事態宣言」や感染拡大状況により、自粛要請や休所等をする場合があります。

10 その他

- (1) 勤務先・就労状況等が変わったときは、速やかに就労証明書を再提出してください。
- (2) 仕事を辞めた場合、その月を含んで2ヶ月以内に就職が決まらない場合は退所となります。
- (3) 住所、勤務先、緊急連絡先など、届出している事項に変更があったときは、必ず変更の届出をしてください。学童保育所の入所基準に該当しなくなった場合（就労・疾病等の状態の有無、弟妹の保育園入園の可否等）は、決定内容を取り消すことがあります。
- (4) 学童保育所への通所について、学校の担任へ知らせておいてください。
- (5) 傷害保険等には掛川市社会福祉協議会で一括して加入します。
- (6) ひとり親世帯等の減免措置があります。利用決定後に申請書を配布します。（所得税非課税のひとり親世帯又は児童扶養手当を受給している世帯等が対象となります。）
- (7) 学童保育所のきまりを守らない場合や、利用料の未納が解消されない場合、退所していただく場合があります。

掛川市放課後児童健全育成事業利用の申込み・問い合わせ

実施主体 掛川市教育委員会教育政策課学童保育係 TEL：21-1109

運営主体 掛川市社会福祉協議会 TEL：22-1294

※ 個々の学童保育所の運営については、各学童保育所へ連絡してください。